

旭川市給付型奨学金制度の創設と奨学金等貸付制度の見直し（案）

1 給付型奨学金制度の内容

(1) 目的

高校等に入学した子どもを持つ世帯に対し、返済不要の給付型奨学金を給付することにより、授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって子どもたちが安心して教育を受けられるよう教育機会の均等に寄与する。

(2) 対象学年及び学校の範囲

高校等1年生（単位制の高等学校等においては入学初年度）

* 旭川市内及び近隣8町に所在する高等学校等^(注)及び通信制課程に在籍する旭川市民

〔（注）学校教育法に規定する高等学校，高等専門学校，中等教育学校の後期課程，専修学校の
高等課程（ただし，特別支援学校の高等部を除く）〕

(3) 対象世帯

保護者等の「住民税所得割額（税額控除前）」が100円以上85,500円未満の世帯
（年収の目安は、250万円程度～350万円程度）

(4) 給付金額（年額・一括給付）

区 分		金 額	} 定時制課程を含む。
高校等 1年生	国公立	60,000円	
	私立	70,000円	
	通信制課程	30,000円	

(5) 給付人数

300人

(6) 申請要件

高校等の入学年度の7月1日を申請基準日として、申請日において次の要件を満たすこと。
なお、申請は対象となる生徒一人1回を限度とする。

ア 対象生徒は、申請年度の翌年度の4月1日までに達する年齢が18歳以下であること。

イ 対象生徒は、申請年度の前年度の1月1日現在において市内に住民登録があること。

ウ 保護者等は、申請年度の前年度の1月1日から申請基準日まで、継続して市内に住民登録があること。

エ 保護者等は、申請基準日において生活保護（生業扶助）を受給していないこと。

オ 保護者等は、申請基準日から申請日までにおいて市税に滞納がないこと。

カ 保護者等は、過去に旭川市入学仕度金の貸付けを受けた場合は、申請基準日現在において当該返還金に滞納がないこと。なお、申請受付日時点において滞納解消を確認した場合はこの限りではない。

(7) 選考方法

旭川市奨学生等選考委員会の選考を経て、所得割額の少ない順に市長が決定する。

（子どもの成績は不問）

(8) 給付時期

11月給付を予定


2 奨学金等貸付制度の改正内容

(1) 目的

現行の奨学金等貸付制度についても、教育に係る経済的負担が増大している現状を踏まえ、適正でより利用しやすい制度への見直しを行うことで、一層の教育機会の均等を図る。

(2) 入学仕度金の貸付限度額の引き上げ

区 分		貸付限度額	
高校等	国公立	100,000 円	
	私立	200,000 円	
大学等		300,000 円	



区 分		貸付限度額	
高校等	国公立	100,000 円	
	私立	300,000 円	10万円増
大学等		500,000 円	20万円増

(3) 入学仕度金の返還方法の見直し

ア 返還開始時期の繰り延べ

入学年度の「7月」を「1月」に変更（6か月間繰延）

イ 大学等の返還期間延長

最長、「5年以内」を「8年以内」に変更（3年間延長）

(4) 保護者以外の連帯保証人に関する要件の見直し

ア 居住要件の緩和

「旭川市内」を「北海道内」に変更

イ 年収要件の設定

要件の「返還の責任の負える方」に「年収 200 万円以上」を追加

(5) 奨学金の申請資格等の見直し

「他の奨学金の給付又は貸付を受けていない者」としている定めから「給付」を削除

3 今後のスケジュール

2019年（平成31年）3月20日～4月23日 パブリックコメント実施

2019年（令和元年）6月6日 子ども・子育て審議会

2019年（令和元年）6月14日 民生常任委員会

2019年（令和元年）7月9日 奨学生等選考委員会

2019年（令和元年）9月3日 給付型奨学金条例制定，入学仕度金貸付条例改正

2019年（令和元年）11月 制度の周知

2020年（令和2年）3月 制度周知（給付型奨学金）

2020年（令和2年）8月～9月 申請受付予定（給付型奨学金）

2020年（令和2年）11月 給付予定（給付型奨学金）